

5. 2 観光都市におけるブランド保護・強化施策の全容

5.2-1 観光都市における「冠」ブランドの種類と一覧

先述したように、冠ブランドの獲得は、観光振興を目指す上では重要であり、その獲得に向けた働きかけは、行政も積極的である。また、事例調査から、観光都市側としての誇りの涵養や、資源の認知に繋がっていることもわかった。事例調査において把握できた「冠」ブランドと国内の指定・登録場所の一覧を以下に列記する。

- ① 世界遺産登録 (表-5.2)
- ② ラムサール条約登録 (表-5.5)
- ③ 国立公園・国定公園指定 (表-5.6)
- ④ 文化財登録 (天然記念物、史跡、名勝等：表-5.7, 5.8, 5.9, 5.10, 5.11)
- ⑤ 名数選選出 (表-5.12)

この他、事例数や一般的な認知度は低いものの、世界ジオパークネットワーク、森林生態系保護地域指定、(原生)自然環境保全地域指定、都道府県立自然公園指定、地域遺産登録(例：北海道遺産)、都道府県や市区町村単位での文化財登録や名数選、記録(例：湖の透明度世界一：注目ブランドとして捉えることもできる。)など、多様な「冠」と選定主体が存在する。



写真-5.1 冠ブランドを活用した広告



写真-5.2 冠ブランドを活用したホームページ

※出典：白骨温泉公式HP：<http://www.shirahone.org/>

表-5.2：日本の世界遺産

No.	名称	種別	所在地	指定年
1	知床	自然遺産	北海道	2005
2	白神山地	自然遺産	青森, 秋田	1993
3	日光の社寺	文化遺産	栃木	1999
4	白川郷・五箇山の合掌造り集落	文化遺産	岐阜, 富山	1995
5	古都京都の文化財	文化遺産	京都, 滋賀	1994
6	古都奈良の文化財	文化遺産	奈良	1998
7	法隆寺地域の仏教建造物	文化遺産	奈良	1993
8	紀伊山地の霊場と参詣道	文化遺産	奈良, 三重 和歌山	2004
9	姫路城	文化遺産	兵庫	1993
10	石見銀山遺跡とその文化的景観	文化遺産	島根	2007
11	原爆ドーム	文化遺産	広島	1996
12	厳島神社	文化遺産	広島	1996
13	屋久島	自然遺産	鹿児島	1993
14	琉球王国のグスク及び関連遺産群	文化遺産	沖縄	2000

※出典：山と溪谷社編『日本の世界遺産歩ける地図帳』を参考に作成

表-5.3：日本の世界遺産暫定リスト

No.	名称	種別	所在地	指定年
1	古都鎌倉の寺院・神社ほか	文化遺産	神奈川	1992
2	彦根城	文化遺産	滋賀	1992
3	平泉の文化遺産	文化遺産	岩手	2001
4	富士山	文化遺産	山梨, 静岡	2007
5	富岡製糸場と絹産業遺産群	文化遺産	群馬	2007
6	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	文化遺産	奈良	2007
7	長崎の教会群とキリスト教関連遺産	文化遺産	長崎	2007
8	小笠原諸島	自然遺産	東京	2007
9	国立西洋美術館本館	文化遺産	東京	2007
10	北海道・北東北の縄文遺跡群	文化遺産	北海道, 青森 岩手, 秋田	2009
11	九州・山口の近代化産業遺産群	文化遺産	福岡, 佐賀 長崎, 熊本 鹿児島, 山口	2009
12	宗像・沖ノ島と関連遺産群	文化遺産	福岡	2009
13	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	文化遺産	新潟	2010
14	百舌鳥・古市古墳群	文化遺産	大阪	2010

※出典：日本ユネスコ連盟 HP 及び『産経新聞』を参考に作成

表-5.4：日本の世界遺産登録運動

No.	名称	所在地	他の保護施策/目的/課題	No.	名称	所在地	他の保護施策/目的/課題
1	阿寒・屈斜路・摩周	北海道	国立公園/景観と環境の保全・継承・活用	49	長良川鶴飼	岐阜	重要な有形民俗文化村
2	函館(要塞・夜景)	北海道		50	旧根尾村の地震断層	岐阜	特別天然記念物
3	北海道東部の窪みで残る大規模穴住居跡群	北海道	天然記念物、史跡/顕著な普遍的価値の証明	51	保津川	京都	「古都京都の文化財」への追加登録を模索
4	空知の炭鉱施設群	北海道		52	天橋立	京都	国立公園、特別名勝、重要文化財、天然記念物、史跡/提案書の基本的主題を基に提案地方公共団体が準備
5	石狩の紅葉山49号遺跡	北海道		53	山陰海岸	京都 鳥取 兵庫	国立公園、名勝、天然記念物
6	大雪山	北海道	国立公園、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域、国設鳥獣保護区/自然保護、観光振興	54	美山町の伝統集落	京都	重要な伝統的建造物群保存地区
7	利尻・礼文・サロベツ原野	北海道	国立公園	55	芦生の森	京都	
8	日高山脈	北海道	国立公園	56	大阪城と難波宮跡	大阪	特別史跡、重要文化財、登録有形文化財、史跡
9	早池峰山	岩手	国立公園、自然環境保全地域、特別天然記念物(ヒメノオニツツシ)	57	上町台地	大阪	
10	三陸海岸	岩手 宮城	国立公園、三陸海岸内の各地が天然記念物や名勝指定されている	58	太陽の塔	大阪	//まずは国からの文化財指定
11	松島	宮城	特別名勝/顕著な普遍的価値の証明	59	瀬戸内海	兵庫 広島 岡山 香川 愛媛	国立公園/景観と環境保全
12	縄文時代のストーンサークル	秋田	特別史跡	60	三徳山	鳥取	国定、重要文化財、名勝、史跡/観光振興/顕著な普遍的価値の証明
13	出羽三山と最上川が織りなす文化的景観	山形	国立公園、国定、重要文化財、特別天然記念物、天然記念物/提案書の基本的主題を基に提案地方公共団体が準備	61	妻木晩田遺跡	鳥取	史跡
14	飯豊・朝日連峰	山形 新潟 福島	国立公園	62	隠岐の牧畑	島根	国立公園
15	南会津のブナ林	福島	国立公園、天然記念物、レッドデータ種/ツツシノミの保護	63	大名庭園群(岡山後楽園)	岡山	特別名勝/学術調査・顕著な普遍的価値の証明と方向性の決定後地方公共団体が準備
16	尾瀬	福島 新潟 群馬	国立公園、特別天然記念物、保安林、鳥獣保護区/登山道と周辺の荒廃、水質悪化、交通阻害	64	閑谷学校	岡山	国定、特別史跡、重要文化財(次世代への継承/学術調査・顕著な普遍的価値の証明と方向性の決定後地方公共団体が準備)
17	奥利根・奥只見・奥日光	群馬 新潟 栃木	ラムサール条約、国立公園	65	鞆の浦	広島	国立公園、重要文化財、名勝、史跡/新築/構想づくり/世界で最も危機に瀕した100箇所指定(WP)、まずは重要文化財地区への指定
18	大名庭園群(偕楽園)	茨城	史跡、名勝/学術調査・顕著な普遍的価値の証明と方向性の決定後地方公共団体が準備	66	尾道	広島	国立公園、国定、重要文化財、名勝/景観保全
19	日光杉並木	栃木	特別史跡、特別天然記念物/腐敗保護/杉の高齢化、自動車排ガス、車両振動騒音	67	錦帯橋と岩国の町割	山口	重要文化財、登録有形文化財、名勝/提案書の基本的主題を基に提案地方公共団体が準備
20	足尾銅山	栃木	史跡/顕著な普遍的価値の証明	68	萩城・城下町および明治維新関連遺産群	山口	重要文化財、重要な伝統的建造物群保存地区、天然記念物、史跡/学術調査と方向性の決定後地方公共団体が準備
21	足利学校	栃木	史跡/学術調査・顕著な普遍的価値の証明と方向性の決定後地方公共団体が準備	69	大内氏の関連史跡	山口	重要文化財、名勝、史跡/顕著な普遍的価値の証明
22	草津	群馬	国立公園	70	大名庭園群(栗林公園)	香川	特別名勝
23	下仁田町・南牧村の地層と地形	群馬	国立公園	71	四国八十八カ所霊場と遍路道	香川 愛媛 徳島 高知	国立公園、国定、重要文化財、史跡/世界に連なる地域社会づくり/提案書の基本的主題を基に提案地方公共団体が準備
24	埼玉古墳群	埼玉	史跡/顕著な普遍的価値の証明、特別史跡に向けた運動	72	満濃池	香川	登録有形文化財
25	千葉市の大貝塚	千葉	史跡	73	鳴門海峡	徳島	
26	大名庭園群(小石川後楽園)	東京	特別名勝、特別史跡	74	別子銅山	愛媛	
27	玉川上水	東京	都立自然公園、名勝/環境保護と利用	75	四万十川	高知	
28	高尾山	東京	国立公園	76	大川内山	佐賀	史跡
29	伊豆七島	東京	国立公園	77	吉野ヶ里遺跡	佐賀	特別史跡
30	浦賀ドック	神奈川		78	被爆のマリア像	長崎	
31	糸魚川周辺のヒスイ山地	神奈川	天然記念物	79	対馬	長崎	国立公園、国設鳥獣保護区
32	北アルプス	長野 新潟 富山 岐阜	国立公園	80	通潤橋と熊本の石橋群	熊本	重要文化財/世界遺産化
33	近世高岡の文化遺産群	富山	国定、重要文化財/顕著な普遍的価値の証明	81	阿蘇山	熊本	国立公園/提案書の基本的主題を基に提案地方公共団体が準備
34	立山・黒部	富山	国立公園、特別天然記念物(雷鳥)、国設鳥獣保護区/環境保全と国際観光振興/顕著な普遍的価値の証明	82	祖師山・嶺山・大崩山、九州中央山地と周辺山地	熊本 宮崎 大分	国立公園
35	大名庭園群(兼六園)	石川	特別名勝/マツタイムシによる被害	83	宇佐・国東八幡文化遺産	大分	国定、重要文化財、天然記念物、史跡、名勝/顕著な普遍的価値の証明
36	城下町金沢の文化的都市景観	石川	重要文化財、史跡、重要な伝統的建造物群保存地区/保存/学術調査と方向性の決定後地方公共団体が準備	84	白杵・大野川流域の石仏群	大分	国定、特別史跡、名勝
37	壺峰白山と山麓の文化的景観	岐阜 福井 石川	国立公園、森林生態系保護地域、国設鳥獣保護区、動物園保護区/顕著な普遍的価値の証明	85	別府温泉	大分	国の保護指定はなし/国の文化財指定などの保護管理措置
38	神仏習合など多神教の聖地、若狭小浜	福井	国立公園、国定、重要文化財/環境・景観保全/顕著な普遍的価値の証明	86	綾の照葉樹林	宮崎	国立公園、特別天然記念物(ニホンカシガ)保護/大型送電塔の建設
39	越前大野の地下水	福井		87	仙巖園(磯庭園)	鹿児島	登録有形文化財、名勝
40	一乗谷	福井		88	稲尾岳の照葉樹林	鹿児島	天然記念物、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、土砂流出防備安堵/エリアの活性化
41	湯之奥金山	山梨	史跡、重要文化財/保護と整備	89	霧島山	鹿児島	国立公園
42	南アルプス	長野 静岡 山梨	国立公園、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域、キタダケツノ生態系保護区	90	南西諸島	鹿児島 沖縄	国立公園
43	松本城	長野	国定、史跡/各種運動と整備促進/学術調査と方向性の決定後地方公共団体が準備	91	浦添城跡	沖縄	史跡/「琉球王国のグスク及び関連遺産群」への追加登録を模索
44	善光寺	長野	国定、重要文化財/「聖域」への紹介/学術調査と方向性の決定後地方公共団体が準備	92	琉球諸島	沖縄	国立公園/環境省検討会(2003)で暫定リストへの記載内定も国立公園化が進んでいない
45	妻籠宿と中山道	長野	重要文化財、重要な伝統的建造物群保存地区/学術調査と方向性の決定後地方公共団体が準備	93	西表島の自然	沖縄	国立公園、全域海中特別地区、森林生態系保護地域、国設鳥獣保護区、(特別)天然記念物、重要文化財、国設/国庫の白化現象
46	松代大本営	長野		94	与那国島の海底構造物	沖縄	
47	日本製糸業近代化遺産	長野	重要文化財、登録有形文化財/顕著な普遍的価値の証明	95	竹富島・波照間島の文化的景観	沖縄	重要文化財、重要な伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財、史跡/顕著な普遍的価値の証明
48	飛騨高山の町並みと屋台	岐阜	重要文化財、史跡、重要な伝統的建造物群保存地区/顕著な普遍的価値の証明	参考	この他、「クリスティー自然保護区と国後の自然遺産」と「竹島」がロシアと韓国で世界遺産登録運動の対象となっている。		

※出典：文化庁HP、山と渓谷社『日本の世界遺産歩ける地図帳』、世界遺産総合研究所『誇れる郷土ガイド-全国の世界遺産登録運動の動き-』を参考に作成

世界遺産条約は 1972 年の第 17 回ユネスコ総会で採択され、従来別々に捉えられてきた自然と文化を、同一の条件で保護することを目的とした国際条約である。この条約に基づき、作成された世界遺産リストに登録されたものが世界遺産となる。日本の世界遺産は現在 14 件（自然遺産 3 件、文化遺産 11 件）である。1993 年から登録が始まり、直近では 2007 年に石見銀山が世界遺産登録を果たしている。また、2008 年には平泉の文化遺産が日本政府の推薦を得て、ユネスコの世界遺産委員会の審査を受けたが、ユネスコが世界遺産への登録を抑制気味であることもあり、日本政府が推薦する遺産の中では、初めて落選した。

世界遺産に登録されるためには、日本国内の暫定リストに登録される必要がある。暫定リストとは、5 年から 10 年以内に推薦しようとしている遺産のリストで、2010 年 12 月末日の段階では 14 件（表-5.3：自然遺産 1 件、文化遺産 13 件）が記載されている。暫定リストへの記載は、その国の法律による保護が重要な条件となっている。日本では、自然遺産の場合は国立公園や各都道府県の自然環境保全地区に含まれていること、文化遺産であれば、国宝を含む重要文化財、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区などに指定されていることが基準となる^{v-1}。

表-5.4 に示したように、日本全国に世界遺産化に向けた運動・構想が存在している。その目的は遺産の保護だけではなく、遺産の活用による観光振興や地域の活性化を念頭に置いている例も多い。最近では、地域資源の世界遺産への登録を目的とした市民団体も多い。運動のレベルは様々で、暫定リスト入りに向けた「世界遺産暫定一覧表追加記載提案書」を文化庁や環境省・林野庁に提出したもの（表-5.4 の赤丸）もあれば、地域内での活動に留まり、運動が休止中のものもある。

v-1 参考：日本の世界遺産 HP：http://www.geocities.jp/ussa_land/heritage/, 2011 年 1 月 4 日

表-5.5：ラムサール条約登録湿地一覧^{v-2}

No.	条約湿地名	所在地	指定年	No.	条約湿地名	所在地	指定年
1	宮島沼	北海道美唄市	2002	19	奥日光の湿原	栃木県日光市	2005
2	雨竜沼湿原	北海道雨竜町	2005	20	谷津干潟	千葉県習志野市	1993
3	サロベツ原野	北海道豊富町, 幌延町	2005	21	佐潟	新潟県新潟市	1996
4	クツチャロ湖	北海道浜頓別町	1989	22	瓢湖	新潟県阿賀野市	2008
5	濤沸湖	北海道網走市, 小清水町	2005	23	片野鴨池	石川県加賀市	1993
6	ウトナイ湖	北海道苫小牧市	1991	24	三方五湖	福井県若狭町, 美浜町	2005
7	釧路湿原	北海道釧路市, 釧路町, 標茶町, 鶴居村	1980	25	藤前干潟	愛知県名古屋, 飛鳥村	2002
8	厚岸湖 別寒辺牛湿原	北海道厚岸町	1993	26	琵琶湖	滋賀県大津市, 彦根市, 長浜市, 近江八幡市, 草津市, 守山市, 野洲市, 高島市米原市, 若狭町, 能登川町, 湖北町, ひわい町, 高月町, 木之本町, 西浅井町, 安土町	1993
9	霧多布湿原	北海道浜中町	1993	27	串本沿岸海域	和歌山県串本町	2005
10	阿寒湖	北海道釧路市	2005	28	中海	鳥取県米子市, 境港市, 島根県, 松江市, 安来市, 東出雲町	2005
11	風蓮湖・春国岱	北海道根室市, 別海町	2005	29	宍道湖	島根県松江市, 出雲市, 斐川町	2005
12	野付半島 野付湾	北海道別海町, 標津町	2005	30	秋吉台地下水系	山口県秋芳町, 美東町	2005
13	仏沼	青森県三沢市	2005	31	くじゅう坊ガツル・タテ原湿原	大分県竹田市, 九重町	2005
14	伊豆沼・内沼	宮城県栗原市, 登米市	1985	32	蘭牟田池	鹿児島県薩摩川内市	2005
15	蕪栗沼 周辺水田	宮城県栗原市, 登米市, 田尻町	2005	33	屋久島永田浜	鹿児島県上屋久町	2005
16	化女沼	宮城県大崎市	2008	34	漫湖	沖縄県那覇市, 豊見城市	1999
17	大山上池・下池	山形県鶴岡市	2008	35	慶良間諸島海域	沖縄県渡嘉敷村, 座間味村	2005
18	尾瀬	福島県檜枝岐村, 群馬県片品村, 新潟県魚沼市	2005	36	久米島の溪流・湿地	沖縄県久米島町	2008
				37	名蔵アンパル	沖縄県石垣市	2005

※出典：環境省 HP を参考に作成

環境省 HP によれば、ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」を指し、湿地の環境保全を目的とする国際条約である。日本は1980年に締約した。保護の対象となる湿地は、人工のものを含む湿原、湖沼、河川、干潟、地下水系・カルスト、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など多岐に渡り、日本では2010年12月末日時点で表-5.5に示した37ヶ所が登録されている。世界遺産と同様に、日本国内での法律（自然公園法、鳥獣保護法等）により保護されていることが条件の1つとなっている。ラムサール登録湿地にするための運動も各地（三番瀬、渡良瀬遊水池等）で展開されており、その目的は地域の活性化であることが多く、環境省も“ラムサール・ブランドによる国内外からの注目”を登録のメリットとして挙げている。

v-2 以下、ラムサール条約登録湿地、国立公園、国定公園に関するリスト及び施策の説明は、環境省 HP：<http://www.env.go.jp/>, 2011年1月5日を参考にした。

表-5.6：国立公園及び国定公園一覧

国立公園							
No.	名称	都道府県	指定年	No.	名称	都道府県	指定年
1	利尻礼文サロベツ国立公園	北海道	1974	16	中部山岳国立公園	新潟,富山,長野,岐阜	1934
2	知床国立公園	北海道	1964	17	白山国立公園	富山,石川,福井,岐阜	1962
3	阿寒国立公園	北海道	1934	18	南アルプス国立公園	山梨,長野,静岡	1964
4	釧路湿原国立公園	北海道	1987	19	伊勢志摩国立公園	三重	1946
5	大雪山国立公園	北海道	1934	20	吉野熊野国立公園	三重,奈良,和歌山	1936
6	支笏洞爺国立公園	北海道	1949	21	山陰海岸国立公園	京都,兵庫,鳥取	1963
7	十和田八幡平国立公園	青森,岩手,秋田	1936	22	瀬戸内海国立公園	大阪,兵庫,和歌山,岡山, 広島,山口,徳島,香川, 愛媛,福岡,大分	1934
8	陸中海岸国立公園	岩手,宮城	1955	23	大山隠岐国立公園	鳥取,島根,岡山	1936
9	磐梯朝日国立公園	山形,福島,新潟	1950	24	足摺宇和海国立公園	愛媛,高知	1972
10	日光国立公園	群馬,栃木,福島	1934	25	西海国立公園	長崎	1955
11	尾瀬国立公園	福島,栃木,群馬,新潟	2007	26	雲仙天草国立公園	長崎,熊本,鹿児島	1934
12	上信越高原国立公園	群馬,新潟,長野	1949	27	阿蘇くじゅう国立公園	熊本,大分	1934
13	秩父多摩甲斐国立公園	埼玉,東京,山梨,長野	1950	28	霧島屋久国立公園	宮崎,鹿児島	1934
14	小笠原国立公園	東京	1972	29	西表石垣国立公園	沖縄	1972
15	富士箱根伊豆国立公園	神奈川,静岡,東京, 山梨	1936				
国定公園							
No.	名称	都道府県	指定年	No.	名称	都道府県	指定年
1	暑寒別天売焼尻国定公園	北海道	1990	29	三河湾国定公園	愛知	1958
2	網走国定公園	北海道	1958	30	鈴鹿国定公園	滋賀,三重	1968
3	二セコ積丹小樽海岸国定公園	北海道	1963	31	室生赤目青山国定公園	三重,奈良	1970
4	日高山脈襟裳国定公園	北海道	1981	32	琵琶湖国定公園	滋賀,京都	1950
5	大沼国定公園	北海道	1958	33	丹後天橋立大江山国定公園	京都	2007
6	下北半島国定公園	北海道	1968	34	明治の森箕面国定公園	大阪	1967
7	津軽国定公園	青森	1975	35	金剛生駒紀泉国定公園	奈良,大阪,和歌山	1958
8	早池峰国定公園	岩手	1982	36	氷ノ山後山那岐山国定公園	兵庫,岡山,鳥取	1969
9	栗駒国定公園	岩手,宮城,秋田,山形	1968	37	大和青垣国定公園	奈良	1970
10	南三陸金華山国定公園	宮城	1979	38	高野竜神国定公園	和歌山	1967
11	蔵王国定公園	宮城,山形	1963	39	比婆道後帝釈国定公園	広島,島根,鳥取	1963
12	男鹿国定公園	秋田	1973	40	西中国山地国定公園	島根,広島,山口	1969
13	鳥海国定公園	秋田,山形	1963	41	北長門海岸国定公園	山口	1955
14	越後三山只見国定公園	新潟,福島	1973	42	秋吉台国定公園	山口	1955
15	水郷筑波国定公園	茨城,千葉	1959	43	剣山国定公園	徳島,高知	1964
16	妙義荒船佐久高原国定公園	群馬,長野	1969	44	室戸阿南海岸国定公園	徳島,高知	1964
17	南房総国定公園	千葉	1958	45	石鎚国定公園	愛媛	1955
18	明治の森高尾国定公園	東京	1967	46	北九州国定公園	福岡	1972
19	丹沢大山国定公園	神奈川	1965	47	玄海国定公園	福岡,佐賀,長崎	1956
20	佐渡弥彦米山国定公園	新潟	1950	48	耶馬日田英彦山国定公園	大分,福岡,熊本	1950
21	能登半島国定公園	石川,富山	1968	49	吉岐対馬国定公園	長崎	1968
22	越前加賀海岸国定公園	石川,福井	1968	50	九州中央山地国定公園	熊本,宮崎	1982
23	若狭湾国定公園	福井,京都	1955	51	日豊海岸国定公園	大分,宮崎	1974
24	八ヶ岳中信高原国定公園	長野,山梨	1964	52	祖母傾国定公園	大分,宮崎	1965
25	天竜奥三河国定公園	長野,静岡,愛知	1969	53	日南海岸国定公園	宮崎,鹿児島	1955
26	揖斐関ヶ原養老国定公園	岐阜	1970	54	奄美群島国定公園	鹿児島	1974
27	飛騨木曾川国定公園	岐阜,愛知	1964	55	沖縄海岸国定公園	沖縄	1972
28	愛知高原国定公園	愛知	1970	56	沖縄戦跡国定公園	沖縄	1972

※出典：環境省HPを参考に作成

自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする^{v-3}。自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園がある。このうち、国立公園は環境大臣が指定して国が管理し、国定公園は環境大臣が指定して都道府県が管理する。2010年の12月末日現在、29ヶ所の国立公園と56ヶ所の国定公園が指定されている。

本論文の研究対象のうち、7ヶ所が国立公園もしくは国定公園に指定されている。その中には、国立公園指定を足がかりに、環境保全及び観光振興に向けた方策を強化してきた場も見受けられる。その流れを図-5.2に整理した。

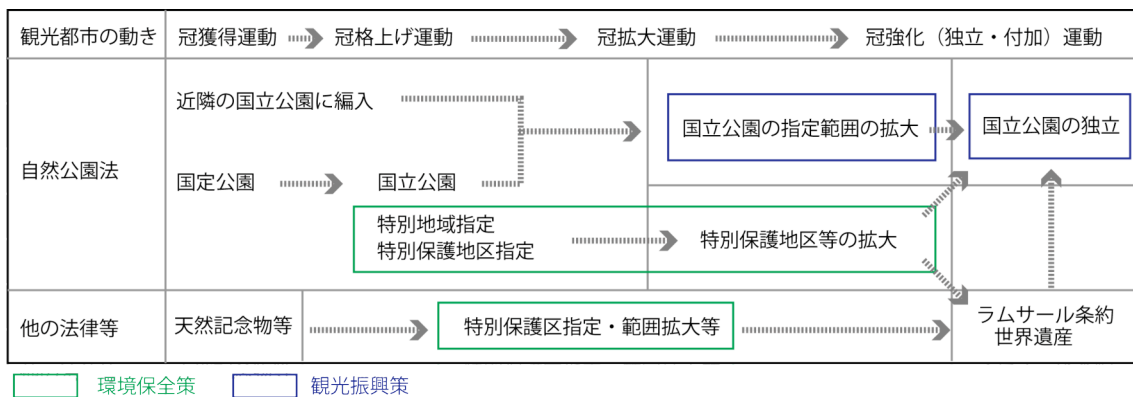


図-5.2：国立公園の変容プロセス

現在、国立公園に指定されているエリアは、

- ① 当初から国立公園として指定されたエリア
- ② 元々は国定公園に指定されていたが、その後国立公園に昇格したエリア
- ③ 元々は国立公園でも国定公園でもなかったが、国立公園の範囲拡張により追加されたエリア

の3パターンとなる。

また、自然公園法では、国立公園内のエリアを行動が厳しく制限・禁止される特別保護地区、許可申請が求められ、その重要度に応じて第一種から第三種に区分される特別地域、制限が少なく建築・採取・広告等も届け出で足りる普通地域に区分している。

国立公園に指定されているエリアが希少な場であれば、特別保護区指定や特別地域指定を受けるとともに、天然記念物指定やその特別保護区指定を併せて受けているケースもある。それらは、開発を規制し、景観や生態系の保持を目指す施策といえる。また、時間が経過すると、国立公園の指定範囲の拡大や、特別保護地区等の拡大をする動きが見られる。ここで、国立公園の指定範囲の拡大は、周辺のエリアからの要望によることが多く、その目的は冠の獲得による観光振興である。一方、特別保護区等の拡大は、環境保全に向けた動きとして捉えることができるが、そのエリアを核とした世界遺産登録やラムサール条約登録に向けた動きが生じる。貴重な自然環境の保護の場を有し、国際的にその価値を認められたエリアは、国立公園内でも“格の高いエリア”となり、別の国立公園として独立

v-3 自然公園法第一章第一条

する。

これらの動きは、尾瀬、鳥取砂丘、屋久島の動きを見るとわかりやすい。例えば、屋久島では1964年に霧島国立公園に追加編入するかたちで国立公園の冠を得た。その後、原生自然環境保全地域指定等による環境保全策の強化と区域の拡張が行われた。そして、1993年に世界自然遺産、2005年にラムサール条約に登録された。結果、屋久島は多くの冠ブランドを獲得した。その効果を近隣にも派生させ、観光振興を狙う目的で、口永良部島も霧島屋久国立公園に編入した。そして、現在、霧島・錦江湾地域と屋久島地域を分割することが決まっている。国立公園としての独立は、冠の向上という意味で悲願であるという^{v-4}。

この例からいえるのは、ブランド化を進める時に、地域は施策範囲の拡大と限定、他の施策によるブランドの補強と昇格を繰り返していることである。資源的に重要な部分は始めから指定されている。その後拡大指定される部分の多くは、冠の獲得による観光振興を目的とする。一方で特別保護地区指定や世界遺産登録など新たな設定・冠の獲得は、その範囲の中から重要な部分を限定するかたちで指定・登録される。つまり、利用と保全の両立を目的とする施策の場合、冠獲得による観光振興のための範囲拡大と資源保護に向けた施策の適用範囲のエリア指定(見かけ上は面積の限定)を繰り返している。世界遺産登録等、上位施策への移行のためには文化財登録や国立公園となっている必要があることから、国立公園内の環境保護エリアの指定・拡大は、より地位の高い冠獲得のためのステップと捉えることもできる。環境保全のための施策でも、最終的には地域ブランドの向上や観光振興に繋がることがわかる。

v-4 ヒアリング(屋久島)より

表-5.7：特別天然記念物一覧^{v-5}

No.	名称	所在地	指定年	特別指定年	No.	名称	所在地	指定年	特別指定年
1	アポイ岳高山植物群落	北海道	1939	1952	41	秋芳洞	山口	1922	1952
2	阿寒湖のマリモ	北海道	1921	1952	42	八代のツルおよびその渡来地	山口	1921	1955
3	昭和新山	北海道	1951	1957	43	加茂の大クス	徳島	1926	1956
4	大雪山	北海道	1971	1977	44	宝生院のシンパク	香川	1922	1955
5	野幌原始林	北海道	1921	1952	45	八釜の甌穴群	愛媛	1934	1952
6	小湊のハクチョウおよびその渡来地	青森	1922	1952	46	高知市のミカドアゲハ およびその生息地	高知	1943	1952
7	夏油温泉の石灰華	岩手	1941	1957	47	杉の大スギ	高知	1924	1952
8	根反の大珪化木	岩手	1936	1952	48	古処山ツゲ原始林	福岡	1927	1952
9	焼走り熔岩流	岩手	1944	1952	49	立花山クスノキ原始林	福岡	1928	1955
10	早池峰山および薬師岳の高山帯 ・森林植物群落	岩手	1928	1957	50	相良のアイラトビカズラ	熊本	1940	1952
11	鬼首の雌釜および雄釜間歇温泉	宮城	1933	1952	51	青島亜熱帯性植物群落	宮崎	1921	1952
12	玉川温泉の北投石	秋田	1922	1952	52	都井岬ソテツ自生地	宮崎	1921	1952
13	羽黒山のスギ並木	山形	1951	1955	53	内海のヤッコソウ発生地	宮崎	1941	1952
14	東根の大ケヤキ	山形	1926	1957	54	屋久島スギ原始林	鹿児島	1924	1954
15	コウシンソウ自生地	栃木	1921	1952	55	蒲生のクス	鹿児島	1922	1952
16	日光杉並木街道 附 並木寄進碑	栃木	1922	1952	56	喜入のリュウキュウコウガイ産地	鹿児島	1921	1952
17	浅間山熔岩樹型	群馬	1940	1952	57	鹿児島県のソテツ自生地	鹿児島	1923	1952
18	牛島のフジ	埼玉	1928	1955	58	鹿児島県のツル及びその渡来地	鹿児島	1921	1952
19	御岳の鏡岩	埼玉	1940	1956	59	枇榔島亜熱帯性植物群落	鹿児島	1921	1956
20	田島ヶ原サクラソウ自生地	埼玉	1920	1952	60	白馬連山高山植物帯	2県以上	1922	1952
21	鯛の浦タイ生息地	千葉	1922	1967	61	尾瀬	2県以上	1956	1960
22	大島のサクラ株	東京	1935	1952	62	アホウドリ	定めず	1958	1962
23	ホタルイカ群遊海面	富山	1922	1952	63	アマミノクロウサギ	定めず	1921	1963
24	魚津埋没林	富山	1936	1955	64	イリオモテヤマネコ	定めず	1972	1977
25	黒部峡谷 附 猿飛並びに奥鐘山	富山	1956	1964	65	オオサンショウウオ	定めず	1951	1952
26	薬師岳の圏谷群	富山	1945	1952	66	カモシカ	定めず	1934	1955
27	岩間の噴泉塔群	石川	1954	1957	67	カワウソ	定めず	1964	1965
28	鳴沢熔岩樹型	山梨	1929	1952	68	カンムリワシ	定めず	1972	1977
29	上高地	長野	1928	1952	69	コウノトリ	定めず	1953	1956
30	白菅温泉の噴湯丘と球状石灰石	長野	1922	1952	70	タンチョウ	定めず	1935	1952
31	根尾谷の菊花石	岐阜	1941	1952	71	トキ	定めず	1934	1952
32	根尾谷断層	岐阜	1927	1952	72	ノグチゲラ	定めず	1972	1977
33	石徹白のスギ	岐阜	1924	1957	73	メグロ	定めず	1969	1977
34	狩宿の下馬ザクラ	静岡	1922	1952	74	ライチョウ	定めず	1923	1955
35	湧玉池	静岡	1944	1952	75	土佐のオナガドリ	定めず	1923	1952
36	長岡のガンジボタル およびその発生地	滋賀	1944	1952					
37	春日山原始林	奈良	1924	1955					
38	大山のダイセンキョラボク純林	鳥取	1927	1952					
39	大根島の熔岩隧道	島根	1931	1952					
40	秋吉台	山口	1961	1964					

※出典：文化庁 HP を参考に作成

v-5 以下、特別天然記念物、特別史跡、特別名勝、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区に関するリスト及び文化財保護法の説明・体系図は、文化庁 HP：<http://www.bunka.go.jp/>、2011年1月5日を参考にした。

表-5.8：特別史跡一覧

No.	名称	所在地	指定年	特別指定年	No.	名称	所在地	指定年	特別指定年
1	五稜郭跡	北海道	1922	1952	32	百濟寺跡	大阪	1941	1952
2	三内丸山遺跡	青森	1997	2000	33	姫路城跡	兵庫	1928	1956
3	中尊寺境内	岩手	1979	1979	34	キトラ古墳	奈良	2000	2000
4	無量光院跡	岩手	1922	1955	35	高松塚古墳	奈良	1972	1973
5	毛越寺境内 <small>附 鎮守社跡</small>	岩手	1922	1952	36	山田寺跡	奈良	1921	1952
6	多賀城跡 <small>附 寺跡</small>	宮城	1922	1966	37	石舞台古墳	奈良	1935	1952
7	大湯環状列石	秋田	1951	1956	38	巢山古墳	奈良	1927	1952
8	旧弘道館	茨城	1922	1952	39	藤原宮跡	奈良	1946	1952
9	常陸国分寺跡	茨城	1922	1952	40	文殊院西古墳	奈良	1923	1952
10	常陸国分尼寺跡	茨城	1922	1952	41	平城宮跡	奈良	1922	1952
11	大谷磨崖仏	栃木	1926	1954	42	平城京左京三条二坊宮跡庭園	奈良	1978	1978
12	日光杉並木街道 <small>附 並木寄進碑</small>	栃木	1922	1952	43	本薬師寺跡	奈良	1921	1952
13	金井沢碑	群馬	1921	1954	44	岩橋千塚古墳群	和歌山	1931	1952
14	山上碑及び古墳	群馬	1921	1954	45	斎尾廃寺跡	鳥取	1935	1952
15	多胡碑	群馬	1921	1954	46	旧開谷学校 <small>附 椿山・石門・津田永忠宅跡及び黄葉亭</small>	岡山	1922	1954
16	旧浜離宮庭園	東京	1948	1952	47	厳島	広島	1923	1952
17	江戸城跡	東京	1960	1963	48	廉塾ならびに菅茶山旧宅	広島	1934	1953
18	小石川後樂園	東京	1923	1952	49	讃岐国分寺跡	香川	1928	1952
19	一乗谷朝倉氏遺跡	福井	1930	1971	50	王塚古墳	福岡	1937	1952
20	尖石石器時代遺跡	長野	1942	1952	51	水城跡	福岡	1921	1953
21	遠江国分寺跡	静岡	1923	1952	52	大宰府跡	福岡	1921	1953
22	新居関跡	静岡	1921	1955	53	大野城跡	福岡	1932	1953
23	登呂遺跡	静岡	1952	1952	54	吉野ヶ里遺跡	佐賀	1990	1991
24	名古屋城跡	愛知	1932	1952	55	名護屋城跡並陣跡	佐賀	1926	1955
25	本居宣長旧宅 <small>同 宅跡</small>	三重	1922	1953	56	金田城跡	長崎	1982	1982
26	安土城跡	滋賀	1926	1952	57	原の辻遺跡	長崎	1997	2000
27	彦根城跡	滋賀	1951	1956	58	熊本城跡	熊本	1933	1955
28	慈照寺（銀閣寺）庭園	京都	1925	1952	59	臼杵磨崖仏 <small>附 日吉塔、嘉応二年在銘五輪塔 承安二年在銘五輪塔</small>	大分	1934	1952
29	鹿苑寺（金閣寺）庭園	京都	1925	1956	60	西都原古墳群	宮崎	1934	1952
30	醍醐寺三宝院庭園	京都	1927	1952	61	基肆（椽）城跡	2県以上	1937	1954
31	大坂城跡	大阪	1953	1955					

※出典：文化庁 HP を参考に作成

表-5.9：特別名勝一覧

No.	名称	所在地	指定年	特別指定年	No.	名称	所在地	指定年	特別指定年
1	毛越寺庭園	岩手	1957	1959	19	天橋立	京都	1922	1952
2	松島	宮城	1923	1952	20	天龍寺庭園	京都	1923	1955
3	旧浜離宮庭園	東京	1948	1952	21	二条城二之丸庭園	京都	1939	1953
4	小石川後楽園	東京	1923	1952	22	法金剛院青女滝 附 五位山	京都	1971	1987
5	六義園	東京	1940	1953	23	本願寺大書院庭園	京都	1934	1955
6	黒部峡谷 附 猿飛並びに奥鐘山	富山	1956	1964	24	龍安寺方丈庭園	京都	1924	1954
7	兼六園	石川	1922	1985	25	平城宮東院庭園	奈良	2009	2010
8	一乗谷朝倉氏庭園	福井	1930	1991	26	平城京左京三条二坊宮跡庭園	奈良	1978	1978
9	御嶽昇仙峡	山梨	1923	1953	27	岡山後楽園	岡山	1922	1952
10	上高地	長野	1928	1952	28	厳島	広島	1923	1952
11	金地院庭園	京都	1943	1954	29	三段峡	広島	1925	1953
12	慈照寺（銀閣寺）庭園	京都	1925	1952	30	栗林公園	香川	1922	1953
13	鹿苑寺（金閣寺）庭園	京都	1925	1956	31	虹の松原	佐賀	1926	1955
14	浄瑠璃寺庭園	京都	1965	1985	32	温泉岳	長崎	1928	1952
15	西芳寺庭園	京都	1923	1952	33	識名園	沖縄	1976	2000
16	大仙院書院庭園	京都	1924	1952	34	十和田湖および奥入瀬溪流	2県以上	1928	1952
17	大徳寺方丈庭園	京都	1924	1952	35	瀨八丁	2県以上	1928	1952
18	醍醐寺三宝院庭園	京都	1927	1952	36	富士山	2県以上	1952	1952

※出典：文化庁 HP を参考に作成

表-5.10：重要文化的景観一覧

No.	名称	所在地	指定年
1	アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道	2007
2	一関本寺の農村景観	岩手	2006
3	遠野 荒川高原牧場	岩手	2008
4	近江八幡の水郷	滋賀	2006
5	高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀	2008
6	宇治の文化的景観	京都	2009
7	遊子水荷浦の段畑	愛媛	2007
8	四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知	2009
9	四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知	2009
10	四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知	2009
11	四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知	2009
12	四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知	2009
13	蕨野の棚田	佐賀	2008
14	通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本	2008
15	小鹿田焼の里	大分	2008

※出典：文化庁 HP を参考に作成

表-5.11：重要伝統的建造物群保存地区一覧

No.	名称	種別	所在地	選定年	No.	名称	種別	所在地	選定年
1	函館市元町末広町	港町	北海道	1989	45	神戸市北野町山本通	港町	兵庫	1980
2	弘前市仲町	武家町	青森	1978	46	豊岡市出石	城下町	兵庫	2007
3	黒石市中町	商家町	青森	2005	47	宇陀市松山	商家町	奈良	2006
4	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	岩手	2001	48	橿原市今井町	寺内町 在郷町	奈良	1993
5	仙北市角館	武家町	秋田	1976	49	湯浅町湯浅	その他	和歌山	2006
6	下郷町大内宿	宿場町	福島	1981	50	倉吉市打吹玉川	商家町	鳥取	1998
7	桜川市真壁	在郷町	茨城	2010	51	大田市温泉津	港町	島根	2004
8	六合村赤岩	山村集落 その他	群馬	2006	52	大田市大森銀山	鉦山町	島根	1987
9	川越市川越	商家町	埼玉	1999	53	高梁市吹屋	鉦山町	岡山	1977
10	香取市佐原	商家町	千葉	1996	54	倉敷市倉敷川畔	商家町	岡山	1979
11	佐渡市宿根木	港町	新潟	1991	55	呉市豊町御手洗	港町	広島	1994
12	高岡市山町筋	商家町	富山	2000	56	竹原市竹原地区	製塩町	広島	1982
13	南砺市菅沼	山村集落	富山	1994	57	萩市浜崎	港町	山口	2001
14	南砺市相倉	山村集落	富山	1994	58	萩市平安古地区	武家町	山口	1976
15	加賀市加賀橋立	その他	石川	2005	59	萩市堀内地区	武家町	山口	1976
16	金沢市主計町	茶屋町	石川	2008	60	柳井市古市金屋	商家町	山口	1984
17	金沢市東山ひがし	茶屋町	石川	2001	61	三好市東祖谷山村落合	山村集落	徳島	2005
18	輪島市黒島地区	その他	石川	2009	62	美馬市脇町南町	商家町	徳島	1988
19	若狭町熊川宿	宿場町	福井	1996	63	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	香川	1985
20	小浜市小浜西組	商家町 茶屋町	福井	2008	64	西予市宇和町卯之町	在郷町	愛媛	2009
21	早川町赤沢	山村 講中宿	山梨	1993	65	内子町八日市護国	製蠟町	愛媛	1982
22	塩尻市奈良井	宿場町	長野	1978	66	室戸市吉良川町	在郷町	高知	1997
23	塩尻市木曾平沢	その他	長野	2006	67	うきは市筑後吉井	在郷町	福岡	1996
24	東御市海野宿	宿場町 養蚕町	長野	1987	68	黒木町黒木	在郷町	福岡	2009
25	南木曾町妻籠宿	宿場町	長野	1976	69	朝倉市秋月	城下町	福岡	1998
26	白馬村青鬼	山村集落	長野	2000	70	八女市八女福島	商家町	福岡	2002
27	恵那市岩村町本通り	商家町	岐阜	1998	71	嬉野市塩田津	商家町	佐賀	2005
28	高山市下二之町大新町	商家町	岐阜	2004	72	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町 在郷町	佐賀	2006
29	高山市三町	商家町	岐阜	1979	73	鹿島市浜中町八本木宿	その他	佐賀	2006
30	白川村荻町	山村集落	岐阜	1976	74	有田町有田内山	製磁町	佐賀	1991
31	美濃市美濃町	商家町	岐阜	1999	75	雲仙市神代小路	武家町	長崎	2005
32	龜山市関宿	宿場町	三重	1984	76	長崎市東山手	港町	長崎	1991
33	近江八幡市八幡	商家町	滋賀	1991	77	長崎市南山手	港町	長崎	1991
34	大津市坂本	里坊群 門前町	滋賀	1997	78	平戸市大島村神浦	港町	長崎	2008
35	東近江市五個荘金堂	農村集落	滋賀	1998	79	日田市豆田町	商家町	大分	2004
36	伊根町伊根浦	その他	京都	2005	80	椎葉村十根川	山村集落	宮崎	1998
37	京都市祇園新橋	茶屋町	京都	1976	81	日向市美々津	港町	宮崎	1986
38	京都市嵯峨鳥居本	門前町	京都	1979	82	日南市飫肥	武家町	宮崎	1977
39	京都市産寧坂	門前町	京都	1976	83	薩摩川内市入来麓	武家町	鹿児島	2003
40	京都市上賀茂	社家町	京都	1988	84	出水市出水麓	武家町	鹿児島	1995
41	南丹市美山町北	山村集落	京都	1993	85	南九州市知覧	武家町	鹿児島	1981
42	与謝野町加悦	その他	京都	2005	86	竹富町竹富島	島の農村集落	沖縄	1987
43	富田林市富田林	寺内町 在郷町	大阪	1997	87	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	沖縄	2000
44	篠山市篠山	城下町	兵庫	2004					

※出典：文化庁 HP を参考に作成

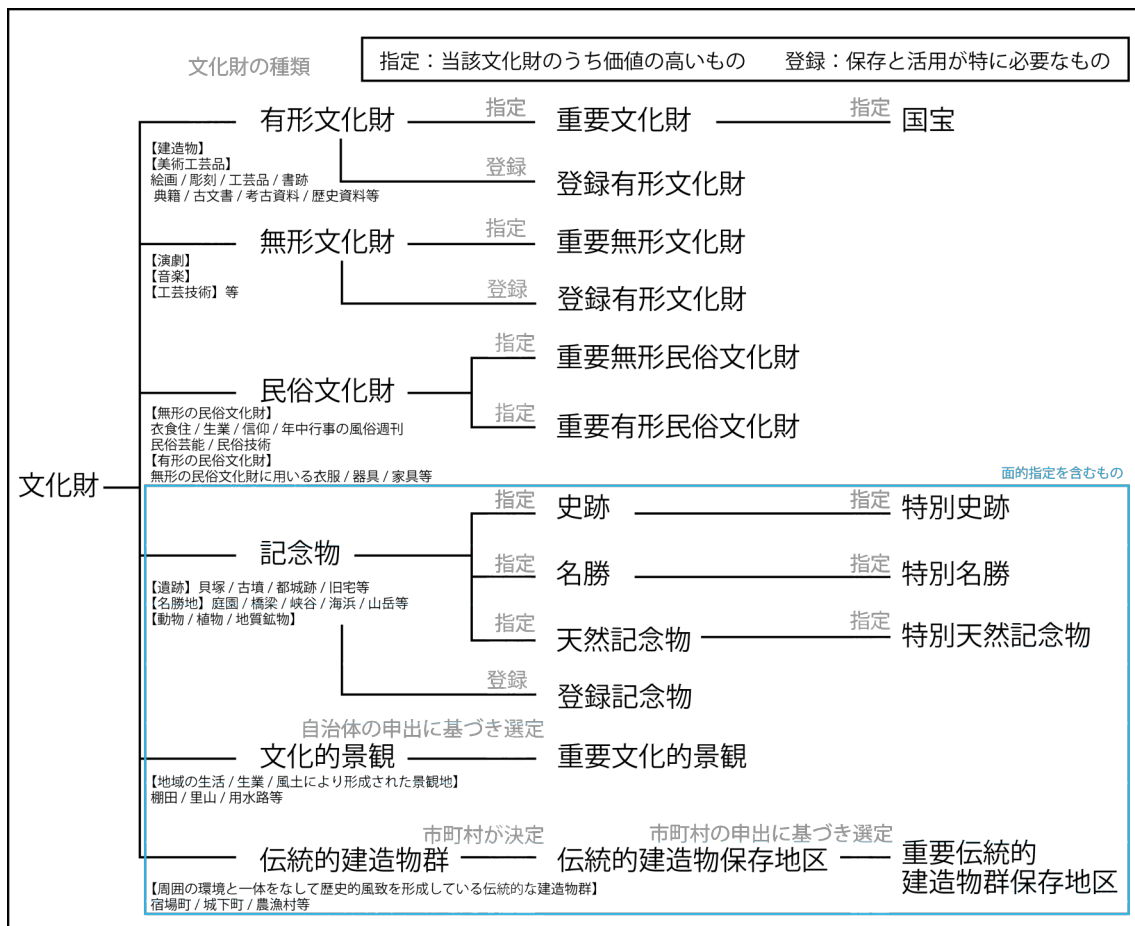
文化財保護法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。

文化財保護の体系を図-5.3 に示した。文化財とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群を指す。このうち、観光都市において面的な指定がなされるのは、記念物、文化的景観、伝統的建築物群である。

記念物は天然記念物、史跡、名勝に分けられる。中でも特に重要なものは特別指定を受け、現在は特別天然記念物が 75 件、特別史跡 61 件、特別名勝 36 件が指定されている。なお、特別指定を受けていないものを含めると、904 件の天然記念物、1590 件の史跡、319 件の名勝、が指定されている。

2005 年施行の改正文化財保護法では、文化的景観も文化財であると位置づけられ、その中でも特に重要なものを重要文化的景観と呼び、現在 15 件が指定されている。

同様に、伝統的建造物群の中でも特に価値が高いものを重要伝統的建造物群と呼び、現在 87 件が指定されている。



※出典：文化庁 HP を参考に再編集して作成

図-5.3：文化財保護の体系

表-5.12：名数選一覧

No.	名称	選定機関	選定年	No.	名称	選定機関	選定年
1	あなたが選ぶ日本の灯台50選	海上保安庁 (社) 燈光会	1998	31	日本百名湯	松田忠徳	2000
2	美しい日本の歩きたくなるみち500選	美しい日本の歩きたくなるみち推進会議	2004	32	残したい日本の音風景100選	日本の音風景検討会	1996
3	美しい日本のむら景観100選	農林水産省	平成三年度	33	ふるさといきもの里100選	環境庁自然保護局	1989
4	美しい日本の歴史的風土100選 ※準100選、特別枠もある	「美しい日本の歴史的風土100選」選定委員会	2007	34	ふるさとの水辺百選	ふるさとの水辺百選選考委員会	1995
5	快水浴場百選	環境省	2006	35	水と緑の文化を育む“水の郷百選”	国土庁	1996
6	かおり風景100選	かおり風景100選選定委員会	2001	36	未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選	未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選選定委員会	2006
7	公共建築百選	公共建築百選選定委員会	1998	37	名水百選	名水百選調査検討会	1985
8	さくら名所100選	さくら名所100選選定委員会	1990	38	森の巨人たち百選	森の巨人たち百選選定委員会	2000
9	新日本三景	雑誌『婦人世界』創刊10周年企画	1915	39	遊歩百選	遊歩百選選考委員会	2002
10	新日本三大夜景	新日本三大夜景・夜景100選事務局	2002	40	歴史の道百選	文化庁	1996
11	森林浴の森100選	林野庁 緑の文明学会 地球環境財団	1986				
12	水源の森百選	水源の森百選検討委員会	1995				
13	疏水百選	農林水産省	2006				
14	ダム湖百選	ダム湖百選選定委員会	2005				
15	21世紀に残したい日本の自然100選	(財)森林文化協会 朝日新聞社	1983	選定機関や選定年が不明の少数名数選			
16	日本二十五勝	東京日日新聞社 大阪毎日新聞社主催	1927	41	三清水寺	日本三大カリスト	73
17	日本の米づくり100選	日本の米づくり100選中央審査会	1990	42	三津	日本三大奇祭	74
18	日本の重要湿地500	環境省	2001	43	三彦山	日本三大急潮	75
19	日本の滝百選	「日本の滝百選」選定委員会	1990	44	三不動	日本三大桜	76
20	日本の棚田百選	日本の棚田百選選定委員会	1999	45	七高山	日本三大鍾乳洞	77
21	日本の都市景観100選	「都市景観の日」実行委員会	1991~2000	46	七湊	日本三大神宮	78
22	日本の都市公園100選	「日本の都市公園100選」選定委員会	1989	47	日本三奇橋	日本三大清流	79
23	日本の渚百選	「日本の渚・百選」中央委員会 国民の祝日「海の日」を祝う実行委員会	1996	48	日本三急流	日本三大雪渓	80
24	日本の白砂青松100選	(社)日本の松の緑を守る会	1987	49	日本三景	日本三大大社	81
25	日本の道100選	「日本の道100選」選定委員会	昭和47年度	50	日本三古湯	日本三大大仏	82
26	日本の歴史公園100選	日本の歴史公園100選選定委員会	2006	51	日本三古碑	日本三大七夕	83
27	日本八景【新聞社選定】	東京日日新聞 大阪毎日新聞	1927	52	日本三釈迦	日本三大峠	84
28	日本百名山	深田久弥	1964	53	日本三井	日本三大八幡	85
29	日本100名城	日本100名城選定会議	2006	54	日本三大朝市	日本三大美森	86
30	日本百景	東京日日新聞 大阪毎日新聞	1927	55	日本三大暴れ川	日本三大不動	87
				56	日本三大稲荷	日本三大祭	88

出典：日外アソシエーツ編『事典・日本の観光資源一〇〇選と呼ばれる名所15000一』の内容のうち日本全国を選定対象とするものを抜粋・加筆して作成

5.2-2 観光都市における冠ブランド施策の年代の変遷

観光都市における冠ブランド施策の年代の変遷を明らかにするために、前節で挙げた各施策の指定・登録件数を年代別に示した(図-5.4)。なお、このグラフの対象は、観光都市の面的なブランディングに繋がる施策であることを基準に、世界遺産、ラムサール条約、国立公園、特別天然記念物、特別史跡、特別名勝、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、名数選への登録・指定を対象とした。国立公園や特別指定を受けていない文化財は含んでいない。

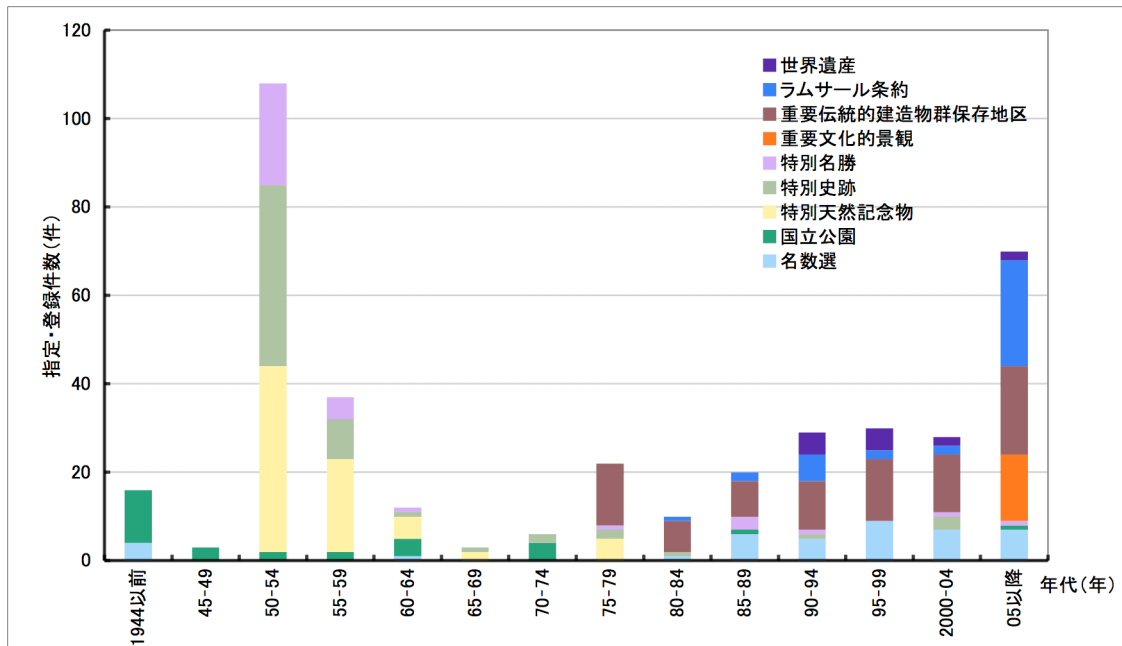


図-5.4: 観光都市におけるブランド保護施策の年代の変遷

国立公園は、1934年から指定が開始され、1970年代前半までは少数ながら指定を続けてきた。その後は、ほとんど指定されなくなり、最近では、既存の国立公園からの独立の動きが見られるのみとなっている。2007年に尾瀬国立公園は日光国立公園からの独立し、今後屋久島も霧島屋久国立公園からの独立を控えている^{v-6}。

文化財登録(天然記念物、史跡、名勝)を受けているもののうち、特別指定が開始されたのは1952年からであり、このため1950年代前半に特別天然記念物、特別史跡、特別名勝の指定が重なっている。それ以降は新規指定数が減少し、数年に一度若干数が指定されるのみの状況になっている。重要伝統的建造物群保存地区の指定は、1976年から開始されたが、1970年代前半に指定が集中することなく、むしろ近年になって指定数が増加する傾向にある。重要文化的景観は2006年から指定が開始され、今後の指定を目指している自治体も多い。

ラムサール条約登録湿地は、日本は1980年に締約し、それ以降、登録対象の拡大や日本における定着などから2000年代後半に登録数が急増している。

世界遺産への登録数は、他の施策に比べ、相対的な数は少ないが、1993年に白神山地、

v-6 ヒアリング(屋久島)より

姫路城、屋久島の 3 件が登録されて以降、各年代で登録が続いてきた。しかしながら、ユネスコが新規の登録件数を抑制する傾向にあり、また平泉の落選もあったことから、今後は不透明な状況にある。

名数選は、国の施策でないものも多いが、1927 年に選定された日本百景等を例外として、そのほとんどが 1980 年代後半以降に制定・選定されたものであることがわかる。

全体として、日本国内において希少性の高いものは 1960 年代前半までに、評価され、保護施策の対象となっている。近年に指定されるものは街並みや景観保護、あるいは国際的な保護に値するもの、資源価値の再認識・有効利用を誘導する名数選が大勢を占める。また、1960 年代から 1970 年代前半の間は、こうした指定がほとんどされていない。そこから、指定の種類や対象を少しずつ変化させながら、指定・登録の数を増やし、2005 年以降は大きく数を伸ばしている。これは、

- ① 指定・登録の持つ観光振興効果・ブランド効果が見直され、指定を目指す動きが生まれたこと
- ② 自治体やその他の機関もその効果に注目し、指定・選定を行う企画・パッケージを意図的に増やしたこと
- ③ 国際的な保全対象となるためには、国内の法律による保護を受けていることが条件になっていること

などが考えられる。

5.2-3 ブランド保護施策の現状と問題点

個別の事例における環境保全策については、ケーススタディで述べた。ここでは、全国で実施される施策の現状と問題点について述べる。

全体として、資源の保護あるいはブランド向上を狙い、複数の冠を獲得した場合、同一資源に対する適用施策が多重化し、それは管理体制の多重化を意味する。環境省、文化庁、林野庁、地方自治体等複数の主体が管理するようになることは、制度的に厳重な管理が進む。しかし、環境施策の適用により、地域内外で資源としての認知が進む一方、その管理は市民の手から離れていく。これは、資源に対する柔軟な対応ができなくなることを意味し、場合によっては、鳥取砂丘の草原化のような問題も生じる。

(1) 世界遺産登録の現状と問題点

世界遺産に登録された場合、オーバーユースやそこから派生した渋滞問題、し尿問題、ゴミ問題が生じる他、規制強化を嫌う住民の反対運動も発生している。登録へのハードルも高く、平泉の落選などの例もある。国内の暫定リスト記載の段階で、問題ありとされる事例も多い。

(2) 自然公園法の現状と問題点

自然保護法は、保護と併せて利用も前提としており、結果的に観光利用に偏重して、オーバーユースに陥ることもある。自然公園法の中でも、国立公園の場合は、知事の認可のある開発や工事中のものなど、保護対策の例外となるものが多く、開発が優先される傾向がある。国立公園の場合でも、エリアによっては車道整備も可能で、元々の所有者の建築物までは規制できない。規模や景観の基準を満たせば、用途に関係なく環境大臣の認可がおりる。例えば、鳥取砂丘では、国立公園の指定後に、砂丘とは直接の関係はないレクリエーション施設、鳥取砂丘こどもの国がオープンしている。石川は『日本の自然保護』において、

国立公園には、阿寒、大雪山、中部山岳などの原始的な自然の風景地の保護を重点としたものと、日光、富士箱根伊豆、瀬戸内海、雲仙天草などのように既存の観光都市も取り込んだもの、と二つのタイプに分けられる。

戦後、観光レクリエーションの推進と観光産業の発展を助ける目的もあり、地域の要望によって国立公園の新規指定、拡張が積極的に進められた。要望の強かった地域のうち、既存の国立公園に隣接または近接するものは、その公園に編入された。その区域は、景勝地、観光都市、都市近郊の野外レクリエーション地域など様々だった。地理的に近いといくだけで、自然環境のうえでも社会条件からも異質なものが多く、結果的に国立公園の性格をあいまいなものとしてしまった。^{v-7}

と指摘している。

また、加藤は『日本の国立公園』の中で、知床国立公園の例を挙げた上で、

v-7 石川徹也、『日本の自然保護 尾瀬から白保、そして21世紀へ』、平凡社、2001、p196より引用。

公園全体の管理を司る環境庁は、自然を可能な限り維持しようとする。林野庁は森林施業が仕事であり、木を伐ろうとする。そこで両者（知床国立公園指定当時は厚生省）の間で一九五九年（昭和三四年）までにあった覚書や取り決めを整理統合した地種区分というものができた。

（中略）

国立公園の中の国有林の取り決めについて見てみると、地種区分における伐採基準の要点は次のようになっている。

- 1 特別保護地区……………禁伐。
- 2 第一種特別地域……………原則として禁伐。例外として、蓄積率一〇パーセントまで択伐可。
- 3 第二種特別地域……………原則として択伐率三〇パーセントまで可。ただし、風致の維持に支障のない場合、皆伐も可。
- 4 第三種特別地域……………制限なしに皆伐可（民有林など国の機関以外は環境庁長官または知事の認可が必要。林野庁など国の機関は協議が必要）。
- 5 普通地域……………制限なし（届け出の必要なし）。

もちろん、林野庁が伐採をおこないたい旨を国立公園においては環境庁長官に、国立公園においては知事に協議書を提出することにはなっている。ところが、実際は、ほとんど協議はされないままに、環境庁は許可をせざるをえないのが実態なのである。

（中略）

知床のこの禁伐地区の多くが、ササ原やハイマツ帯など木のほとんど生えていない地域なのだ。禁伐といっても、事実上伐る木はない。それは、他の国立公園についてもほぼ同じことがいえる。

そして、当然、知床の伐採地および予定地は第二種と第三種特別地域なのである。つまり、金になる巨木が生える原生林は、すべて第二種と第三種に区分されているのである。

この取り決めが厳しく存在しているからこそ、環境庁は手も足も出ない。^{v-8}
（原文ママ）

この他にも、例えば鳥取砂丘（浜坂砂丘）では国立公園の特別保護地区であるがゆえに、制度上、除草が難しくなっており、景観悪化を招いている。これは、全国・全資源を一律の法律（自然公園法）で管理することで生じる問題である。ヒアリングにおいても、自然公園法の画一性は、国立公園の持つ資源の多様さに合致していないとする意見が、環境保全と観光振興それぞれの立場から聴かれた。

（3）自然環境保全法の現状と問題点

林野庁の自然環境保全法は観光利用を前提したものではない。このため指定によって

v-8 加藤則芳、『日本の国立公園』、平凡社、2000、pp.58-60より引用。

観光振興やオーバーユースに繋がることは少ない。しかし、自治体から見た指定のメリットも少なく、自然公園法（国立公園）とは反対に、積極的に指定を目指す自治体は少ない。また、林野庁は財政的な課題を持っており、国有林の売却や賃貸、それに伴うリゾート開発（ヒューマン・グリーン・プラン）や林道開発がなされてきた過去もある。

（４）文化財保護法の問題点

文化財保護法も自然公園法と同様に保護と同時に利用を前提としている。このため、指定によりオーバーユースに繋がる可能性がある。自然公園法との相違点としては、文化的な資源も保護の対象にしている点にある。例えば重要伝統的建造物群保存地区は、指定されたことにより、

- ① 歴史・文化的意味の形骸化（空き家の増加等）
- ② 自動車交通問題
- ③ ごみや騒音等の観光マナー問題

といった問題が生じる。指定により建築物と景観は保護され、また冠を得たことで観光客の目的地として選択されやすくなる。しかし、観光客が増加することで、その用途は変化し、土産物屋が増え、本来の宿場町としての機能を失いつつある場所も多い。



写真-5.3 重要伝統的建造物群保存地区（妻籠宿）



写真-5.4 保存地区内の土産屋

5.2-3-補論：構造改革特別区域・特例措置の現状と問題点

最近では、構造改革特別区域など各地域の特性に応じた規制やその緩和が可能となる制度も整いつつある。例えば、屋久島では実質的に入場料となっている協力金や募金を統合し、入島税として入島時にまとめて徴収する方が良いという議論が起こった。これにより、観光客には割安感を与え、入場料ではなく環境保全に向けた協力金であることの再認識にも繋がるとされていた。しかし、入島税を導入した場合、観光客以外からも徴収する必要があり、屋久島住民の負担が増加することになる。屋久島での協力金・募金は、観光客が増加することにより生じる問題への対策費として活用されており、一般島民からは徴収していない。こうした背景から、入島税の導入は困難とされた。現在、その対応策として特区制度の適用が発案され、観光客向けの入島税導入に向けて調整が続いている。

ただし特区制度についても、地域の姿勢次第で、観光振興に偏る可能性もある。例えば、芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖では、外来生物法により輸入、飼養、運搬、移殖が禁止されたブラックバス（オオクチバスおよびコクチバス）の放流が特例措置として認められている。河口湖は、学校外学修 体験活動教育特区に指定され、釣りや環境保全を学ぶ場として指定されている。背景には、バス釣りブームがあり、バス釣りのメッカとして知られる湖の経済的損失に配慮する形で、特例措置が設けられた。結果、現在でもバスの放流は続いているが、

① 外来種問題

：ブラックバスの放流が続く一方、2010年に西湖でクニマスが発見されるなど保護すべき生物への配慮が必要。

② ワーム（現在は使用禁止）や釣り糸の散乱

：湖への残留蓄積や、食用魚類の腹部堆積に伴い人体に環境ホルモンが流入する懸念。

③ 富士山の世界文化遺産登録への反対運動

：世界遺産の中核地域は文化財保護法の適用を受けている必要がある。世界文化遺産登録に富士五湖を含める場合（山梨県や文化庁が主張）は、バス釣りやその他の経済活動への規制強化が懸念されており、住民側が世界遺産登録に反発している。

など、観光振興を優先することにより生じる環境問題、別の観光振興・環境保全施策との相性の問題等、政策的な課題が残っている。



写真-5.5 河口湖畔



写真-5.6 ブラックバスフィッシングの看板

5. 3 小結

観光都市において実施される環境施策を表-5.13 に示した。観光都市における環境保全活動は、①環境保全効果だけを持つもの、②観光振興効果を併せ持つもの、③地域や資源のブランディング効果を併せ持つものに分類できる。このうち、国または世界的な環境施策の指定・認定は、資源の価値の裏付けを得ることに等しく、これにより、環境施策が資源と観光都市の価値向上の目的に活用され、観光客を呼び込むための手段となっている。

表-5.13：観光都市における環境保全施策一覧（概略版）

施策	効果			観光地に適用する場合に観察される課題・問題点	施策	効果			観光地に適用する場合に観察される課題・問題点
	環境保全	観光振興	ブランド			環境保全	観光振興	ブランド	
世界遺産登録	○		○	観光客の増加に伴うオーバーユース、資源の劣化。また、それを懸念する自然保護派からの反対運動や、土地利用制限を嫌う市民の反対運動などが発生。	景観条例・建築協定・アライン規制	○		△	観光振興のために、市民や所有者の経済・管理・生活的負担が大きくなる。
ラムサール条約	○		○		エコ施設整備	○			
世界ジオパークネットワーク登録	△		○		募金・協力金	○			観光客の負担増加。割高感。
国立公園指定	○		○	特別保護地区内でも入浴が許可されるなど、米国に比べ、日本の国立公園制度では観光利用の比重が大きい。国立公園に指定されているが、国有林では地権区分及び林野庁（地主）の意向次第で森林伐採が可能。	植栽・清掃・環境改善活動	○		△	
文化財指定	○		○	高齢化等に伴う文化的価値の低下（重要伝統的建造物群）。	植林・記念植樹	○			
保護林指定（森林生態系保護地域指定）	○			国有林野事業の財政難に伴う国有林売却の懸念。	環境教育・研究・啓蒙・ガイド	○	○		ガイドとのトラブルの発生。ガイドの質の確保。
（原生）自然環境保全地域指定	○			国指定の場合、①指定条件の厳しいこと、②土地利用に制限を受ける。③指定実績や認知度の低さから観光客誘致が期待できないことから、市町村が指定に対し熱心ではない。	エコツーリズム（エコツアー）	○	○		
国定公園指定	△		△	観光利用が重視され、国定公園にしていなくても、知事の認可があれば道路建設が可能。また、施工中の事業は全て例外となり、保護対策は用意されていない。	市民団体・NPO・財団の結成や連携	△	○		
都道府県立自然公園指定	△		△	実質的に開発可能。	メディア・百選	△	○	○	
憲章・構想	○				CSR	○	△	△	利益幅の小さな企業におけるCSR活動が進んでいない。
都市計画	△								
立入・車・経路・資源使用規制	○	×		観光振興のために、市民や所有者の経済・管理・生活的負担が大きくなる。	特区・特例				環境保全に寄与する場合は、制度の使い分け等。近年は地方自治体の特区制度を導入しようとする意欲が低下気味。

※1：指定主体が複数ある場合には、国指定になるために資源に要求されるのに必要な特異性レベル。

※参考文献：日本自然保護協会 HP、環境省 HP、林野庁 HP、まちづくりキーワード事業

現在、こうした保護施策の観光振興・ブランディング効果が再発見され、乱立している状況にある。冠ブランドは年代によって種類を変化させつつも、現在は乱立傾向にあり、その背景には、指定や登録を行うパッケージを、ブランド向上効果に着目した行政が意図的に増設していることや、上位ブランド（国際的な環境施策）への認定のために国の保護施策が条件となっていることも一因と考えられる。

冠ブランドとなる施策は、1934年の国立公園指定を皮切りに、その性質は国による希少な自然・歴史資源の保護から、国際的な価値の共有と保護対象の拡張（生活文化景観）を経て少しずつ変化してきた。また、オーバーユース等保護施策自体の問題、保護施策の重複適用による問題もあり、法的な保護が厳重になるほど資源や地域に合った保全は難しくなる。

先述してきたように、資源の保全を考える時、これまでは自然公園法や文化財保護法の対象とすることで保護を進めてきた。そこには冠としての効果もあることから、自治体は積極的に資源を保護の対象にした。しかしながら、ここにきて、全国一律の法律で様々な特色を持った資源を保護することの難しさが露呈している。保護の対象となることで、施策で指定されたエリアは保護されるが、その周囲は法律上問題なければ開発が進む。土産物屋も増える。周囲との接続を断たれ、観光客ばかり増えれば、当然指定エリアは影響を受ける。存在する意味も、そのエリア独自のものから観光へと変化してい

く．すなわち，現行の施策による保護は，形の保護であって，意味の保護ではない．それどころか，これまでは指定対象となることで意味の破壊を招いてきた．観光都市が本来の意味を失うことで，観光都市としての質の低下を生じる可能性がある．